

令和 6 年 3 月 12 日

各市町教育委員会教育長 様

広島県教育委員会教育長
(豊かな心と身体育成課)

生徒指導規程の見直し等に関する調査の結果について (通知)

令和 5 年 8 月 1 日付け通知「生徒指導規程の見直し等に関する調査について」の結果は、別紙のとおりです。

ついては、別紙 1「生徒指導規程の見直し等に関する調査の結果と今後の取組について」及び別紙 2「生徒指導規程の見直し等に関する調査について (集計結果)」を参考に、引き続き、生徒指導規程の適切な整備及び運用に努めるよう所管する学校を指導してください。

また、令和 5 年 3 月 16 日付け通知「生徒指導上の留意事項について」を踏まえ、今年度の取組の分析と次年度に向けて生徒指導に係る取組の一層の充実を図るよう所管する学校を指導してください。

なお、別紙 1 及び別紙 2 は、広島県教育委員会のホームページに掲載しています。

- 掲載ページ URL (広島県教育委員会ホームページ)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku/05kitei.html>

【留意点】(『生徒指導提要 (改訂版)』令和 4 年 12 月文部科学省) をもとに作成)

〔校則 (生徒指導規程等) について〕

- 校則が、教育的意義に照らしても不要に行動を制限するなど、マイナスの影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ること。
- 校則の見直しについては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくこと。
- 校則の内容について、普段から校内外の関係者が参照できるように、学校のホームページ等に公開しておくこと。

〔指導の在り方について〕

- 児童生徒を指導する際には、組織的に指導の方向性や役割分担を検討した上で、児童生徒の特性や心情に寄り添いながら指導を行うこと。

担当 生徒支援係
電話 082-513-5043 (ダイヤル)
(担当者 秦)